



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

### ○ 規則

- \*28 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (砂防課) ..... 2

### ○ 告示

- 438 和歌山県使用料及び手数料条例の規定による東京都所在行政財産の土地使用料 (管財課) ..... 2
- 439 高圧ガス製造保安責任者免状及び高圧ガス販売主任者免状並びに液化石油ガス設備士免状に関する事務の委託 (危機管理・消防課) ..... 3
- 440 平成18年和歌山県告示1360号 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17の規定に基づく指定区域の指定) の一部改正 (循環型社会推進課) ..... 3
- 441 農用地利用配分計画の認可の申請 (経営支援課) ..... 6
- 442 保安林の指定の解除予定 (森林整備課) ..... 6
- 443 保安林の指定 ( " ) ..... 6
- 444 保安林の指定施業要件変更予定 ( " ) ..... 6
- 445 " ( " ) ..... 7
- 446 " ( " ) ..... 7
- 447 " ( " ) ..... 8
- 448 道路の区域変更 (道路保全課) ..... 8
- 449 道路の供用開始 ( " ) ..... 9
- 450 道路の区域変更 ( " ) ..... 9
- 451 道路の供用開始 ( " ) ..... 9
- 452 道路の区域変更 ( " ) ..... 10
- 453 道路の供用開始 ( " ) ..... 10
- 454 道路の区域変更 ( " ) ..... 10
- 455 道路の供用開始 ( " ) ..... 11
- 456 道路の区域変更 ( " ) ..... 11
- 457 道路の供用開始 ( " ) ..... 11
- 458 道路の区域変更 ( " ) ..... 12
- 459 道路の供用開始 ( " ) ..... 12
- 460 道路の区域変更 ( " ) ..... 12
- 461 道路の供用開始 ( " ) ..... 13
- 462 道路の区域変更 ( " ) ..... 13
- 463 道路の供用開始 ( " ) ..... 13
- 464 一般競争入札による落札者の決定 (総務事務集中課) ..... 14

### ○ 人事委員会告示

- 4 平成27年度和歌山県職員採用I種試験の実施 ..... 14

### ○ 海区漁業調整委員会指示

- 2 まき餌船釣り等の禁止等 ..... 19

規 則

和歌山県規則第28号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年4月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則（平成19年和歌山県規則第92号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第21条第2項」を「第22条第2項」に、「第28条第2項」を「第30条第2項」に改める。

第3条第1項中「第10条第1項」を「第11条第1項」に改め、同項第1号中「第9条第1項」を「第10条第1項」に改める。

第4条第1項中「第16条第2項」を「第17条第2項」に改め、同条第2項中「第10条第2項」を「第11条第2項」に改める。

第5条中「第16条第3項」を「第17条第3項」に改める。

第6条中「第9条第1項」を「第10条第1項」に改める。

第10条中「第11条」を「第12条」に改める。

別記第1号様式（表）中「第21条第1項」を「第22条第1項」に、「第28条第1項」を「第30条第1項」に改め、同様式（裏）中「第21条」を「第22条」に、「第9条第1項、第16条第1項、第17条第2項、第18条」を「第10条第1項、第17条第1項、第18条第2項、第19条」に、「第28条」を「第30条」に改める。

別記第3号様式中「第16条第1項」を「第17条第1項」に改める。

別記第4号様式中「第16条第3項」を「第17条第3項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第438号

和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）別表第1第33項の表備考1の規定に基づき、東京都所在行政財産の土地使用料を次のように定め、平成27年5月1日から施行する。

平成25年和歌山県告示第423号（和歌山県使用料及び手数料条例の規定による東京都所在行政財産の土地使用料）は、平成27年5月1日をもって廃止する。

平成27年4月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

東京都所在行政財産の土地使用料

使 用 目 的	単 位	使 用 料			
		特別区	市	町村	
電柱（電話柱を含む。）、支柱、支線	1本1年につき	11,544円	2,346円	48円	
水道管、ガス管その他の地下埋設物	外径が0.4メートル未満のもの	1メートル1年につき	2,052円	420円	12円
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	1メートル1年につき	5,148円	1,056円	24円

	外径が1メートル以上のもの	1メートル 1年につき	10,308円	2,112円	48円
--	---------------	----------------	---------	--------	-----

備考

- 1 使用期間が1年に満たないとき又は使用期間に1年に満たない端数があるときは、月割りをもって計算し、なお、1月に満たない端数があるときは、1月として計算する。
- 2 長さが1メートルに満たないとき又は長さに1メートルに満たない端数があるときは、1メートルとして計算する。

和歌山県告示第439号

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第29条の2並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第38条の4の2の規定に基づき高圧ガス製造保安責任者免状及び高圧ガス販売主任者免状並びに液化石油ガス設備士免状に関する事務を高圧ガス保安協会に委託して次のとおり実施する。

平成27年4月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 委託に係る免状交付事務の内容

高圧ガス製造保安責任者及び高圧ガス販売主任者免状の新規交付及び再交付並びに液化石油ガス設備士免状の新規交付、再交付、書換え等に関する事務

2 委託に係る免状交付事務を処理する場所

高圧ガス保安協会（東京都港区虎ノ門四丁目3番13号）

和歌山県告示第440号

平成18年和歌山県告示第1360号（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17の規定に基づく指定区域の指定）の一部を次のように改める。

平成27年4月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

表に次のように加える。

13	紀の川市	粉河字別所谷	3186番74の地番の一部	政令第13条の2第1号
			3186番75の地番の一部	
			3186番76の地番の一部	
			3186番78の地番の一部	
			3186番88の地番の一部	
			3186番89	
			3186番90の地番の一部	
			3186番92の地番の一部	
			3186番93の地番の一部	
			3186番94の地番の一部	
			3186番95の地番の一部	
			3186番137の地番の一部	
			3186番174の地番の一部	
			3186番210の地番の一部	
3186番289の地番の一部				

			3186番390の地番の一部	
			3186番391	
			3186番392	
			3186番418の地番の一部	
			3186番419の地番の一部	
			3186番420の地番の一部	
			3186番421の地番の一部	
			3186番424の地番の一部	
			3186番431の地番の一部	
			3186番432の地番の一部	
			3186番435の地番の一部	
14	紀の川市	粉河字別所谷	3186番117の地番の一部	政令第13条の2第1号
			3186番118の地番の一部	
			3186番128の地番の一部	
			3186番147	
			3186番239の地番の一部	
			3186番243	
			3186番245の地番の一部	
			3186番373	
			3186番374の地番の一部	
			3186番375の地番の一部	
			3186番382	
			3186番383	
			3186番412の地番の一部	
			3186番449	
			3186番450	
			3186番451	
			3186番452	
			3186番453	
			3186番454	
			3186番457	
			3186番458	
			3186番459	
			3186番460	
			3186番466	
			3186番472	
			3186番473	
			3186番474	
			3186番475	
			3186番476	
			3186番477	

			3186番478	
			3186番479	
			3186番481	
			3186番482	
			3186番483	
			3186番484	
			3186番485	
			3186番486	
			3186番487	
			3186番488	
			3186番489	
			3186番490の地番の一部	
			3186番491の地番の一部	
			3186番497	
			3186番498	
			3186番503	
			3186番504	
			3186番505	
			3186番506	
			3186番507	
			3186番509	
			3186番511	
			3186番512	
			3186番514	
			3186番516	
			3186番518	
			3186番520	
15	紀の川市	粉河字別所谷	3186番112	政令第13条の2第3号ロ
			3186番113の地番の一部	
			3186番114の地番の一部	
			3186番130の地番の一部	
			3186番234	
			3186番236の地番の一部	
			3186番238の地番の一部	
			3186番254の地番の一部	
			3186番292の地番の一部	
		東毛字鐘搗谷	408番12の地番の一部	
			408番16の地番の一部	
			408番17の地番の一部	
		東毛字蛇谷	411番2	
			412番4	

## 和歌山県告示第441号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成27年4月1日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び有田振興局地域振興部農業振興課に備え置いて、平成27年4月27日まで縦覧に供する。

平成27年4月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成27年度第1号	有田郡有田川町大字市場字大西谷604外1筆

## 和歌山県告示第442号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、告示する。

平成27年4月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 解除予定保安林の所在場所 田辺市中辺路町栗栖川字滝尻1235の8
- 保安林として指定された目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 解除の理由 道路用地とするため

## 和歌山県告示第443号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成27年4月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 保安林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町大字那智山字新客277（次の図に示す部分に限る。）、字南谷278
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
    - 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字新客277、字南谷278（次の図に示す部分に限る。）
    - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局地域振興部林務課並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第444号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森

林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

平成27年4月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 紀の川市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び那賀振興局地域振興部林務課並びに紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第445号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

平成27年4月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 伊都郡高野町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
高野町（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び伊都振興局地域振興部林務課並びに高野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第446号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

平成27年4月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 伊都郡高野町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び伊都振興局地域振興部林務課並びに高野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第447号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成27年4月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 伊都郡高野町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

高野町（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び伊都振興局地域振興部林務課並びに高野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第448号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年4月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 370号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海南市重根字横川73番1地先から同市重根字横川71番5地先まで	旧	35.35 } 35.47	40.98	



同上	新	35.35 } 39.72	40.98
----	---	---------------------	-------

**和歌山県告示第449号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年4月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 370号

供用開始の区間 海南市重根字横川78番地先から同市重根字新出前363番1地先まで

供用開始の期日 平成27年4月14日

**和歌山県告示第450号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年4月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 370号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
海草郡紀美野町小西字大西462番4地先から同町小西字大西385番1地先まで	旧	6.31 } 8.90	52.02	小西橋 L=4.00
同上	新	11.13 } 18.14	51.16	小西橋 L=4.00

**和歌山県告示第451号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年4月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 370号

供用開始の区間 海草郡紀美野町小西字大西462番4地先から同町小西字大西385番1地先まで

供用開始の期日 平成27年4月14日

## 和歌山県告示第452号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年4月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
橋本市向副字笠ヶ入道659番3地先から同市向副字東垣内283番5地先まで	旧	3.85 ） 9.12	117.06	
同上	新	5.70 ） 12.44	119.28	

## 和歌山県告示第453号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年4月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 371号

供用開始の区間 橋本市向副字笠ヶ入道659番3地先から同市向副字東垣内283番5地先まで

供用開始の期日 平成27年4月14日

## 和歌山県告示第454号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年4月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考

橋本市彦谷字峠浦617番1地内	旧	6.16 ） 15.73	87.59	
同上	新	17.72 ） 37.90	85.42	

## 和歌山県告示第455号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年4月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 371号

供用開始の区間 橋本市彦谷字峠浦617番1地内

供用開始の期日 平成27年4月14日

## 和歌山県告示第456号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年4月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 424号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海南市上谷字日影747番1地先から同市上谷字中曽708番1地先まで	旧	3.64 ） 14.25	205.14	
同上	新	14.25 ） 34.41	203.29	

## 和歌山県告示第457号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年4月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 424号

供用開始の区間 海南市上谷字日影747番1地先から同市上谷字中曾708番1地先まで

供用開始の期日 平成27年4月14日

**和歌山県告示第458号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年4月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 和歌山野上線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海南市野尻字西ノ峰325番地先から同市野尻字西ノ峰318番1地先まで	旧	6.57 ） 10.27	78.48	
同上	新	11.33 ） 15.24	78.48	

**和歌山県告示第459号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年4月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 和歌山野上線

供用開始の区間 海南市野尻字西ノ峰325番地先から同市野尻字西ノ峰318番1地先まで

供用開始の期日 平成27年4月14日

**和歌山県告示第460号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年4月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 粉河加太線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
岩出市根来字小田189番1地先から同市根来字小田177番9地先まで	旧	9.47 ） 12.01	133.45	
同上	新	10.54 ） 15.02	133.45	

**和歌山県告示第461号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年4月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 粉河加太線

供用開始の区間 岩出市根来字小田189番1地先から同市根来字小田177番9地先まで

供用開始の期日 平成27年4月14日

**和歌山県告示第462号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年4月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 秋津川田辺線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
田辺市稲成町字中之段2489番1地先から同市稲成町字奥江原2607番3地先まで	旧	9.50 ） 19.30	185.80	
同上	新	11.70 ） 14.10	185.80	

**和歌山県告示第463号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年4月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 秋津川田辺線

供用開始の区間 田辺市稲成町字中之段2489番1地先から同市稲成町字奥江原2607番3地先まで

供用開始の期日 平成27年4月14日

**和歌山県告示第464号**

平成27年度和歌山県広報紙「県民の友」印刷業務の請負契約について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成27年4月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量  
平成27年度和歌山県広報紙「県民の友」印刷 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
和歌山県会計局総務事務集中課  
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日  
平成27年3月13日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社第一製版印刷  
和歌山市西浜1660-421
- 5 落札金額  
42,694,128円（うち消費税及び地方消費税の額3,162,528円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成27年2月6日

**人事委員会告示****和歌山県人事委員会告示第4号**

平成27年度和歌山県職員採用I種試験を次の要綱により実施する。

平成27年4月14日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

## 平成27年度和歌山県職員採用I種試験要綱

## 1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分		採用予定人員	主な職務内容
一般行政職	通常枠	53人程度	知事部局又は教育委員会（県立学校を含む。）等における事務
	特別枠	5人程度	

警察事務職	8人程度	警察本部等における事務
情報職A	2人程度	知事部局等における情報処理に関する業務並びに地域情報化推進及びICT利活用推進等に関する事務
情報職B	1人程度	警察本部等における情報処理及びICT利活用推進等に関する業務
総合土木職	15人程度	知事部局等における道路、河川及び土地改良事業等に関する施工監理等の業務
建築職	2人程度	知事部局等における県立施設の施工監理及び建築指導等の業務
電気職	1人程度	知事部局等における電気設備等の施工及び保守管理等の業務
化学職	1人程度	知事部局等における公害の規制指導、検査分析及び試験研究等の業務
農学職	5人程度	知事部局等における農業及び畜産に関する指導、普及並びに試験研究等の業務
林学職	3人程度	知事部局等における森林及び林業に関する指導並びに森林土木事業に関する施工監理等の業務
水産職	1人程度	知事部局等における水産に関する指導及び試験研究等の業務
法医鑑識	1人程度	警察本部における犯罪鑑識の研究、法生物学的鑑定、DNA型検査等の業務

2 受験資格

(1) 次のアからウまでのいずれかの要件を満たす人

ア 昭和55年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた人

イ 平成6年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成28年3月末日までに卒業見込みの人

ウ 人事委員会がイに該当する人と同等の資格があると認める人

(2) 次のいずれかに該当する人は、受験できない。

ア 日本国籍を有しない人

イ 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれかに該当する人(準禁治産者を含む。)

3 試験日、試験地及び合格発表

	試験日	試験地	合格発表
第1次試験	平成27年6月28日(日)	和歌山市 田辺市	平成27年7月上旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、合格者に通知する。
第2次試験	<p>【一般行政職特別枠以外の試験区分】 (個別面接①、論文試験、適性検査)平成27年7月下旬の指定する1日 (個別面接②、集団討論)平成27年8月下旬から9月上旬までの指定する1日 ただし、集団討論は、一般行政職通常枠のみ実施する。</p>	和歌山市	平成27年9月中旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、受験者全員に通知する。

	<p>【一般行政職特別枠】                  (論文試験、適性検査)平成27年7月下旬の指定する1日                  (面接試験)平成27年8月上旬の指定する1日</p>		
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

4 試験の方法及び内容

(1) 一般行政職特別枠以外の試験区分

	種目	配点	内容	試験時間
第1次試験	教養試験(択一式)	400点	公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験 出題数55題のうち50題を解答する選択解答制とする。 ア 選択解答出題分野(社会科学、人文科学及び自然科学)30題中25題を選択解答とする。 イ 必須解答出題分野(文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈)25題を必須解答とする。	2時間30分
	専門試験	600点	試験区分に応じた専門的知識及び能力についての筆記試験(択一式)40題を全問必須解答とする。 ただし、総合土木職は、45題中25題を必須解答、残り20題中15題を選択解答とする。 なお、情報職は、記述式及び択一式試験とする。	2時間
第2次試験	論文試験	200点	一定のテーマによる識見、表現力、判断力等についての記述試験(1200字程度)	1時間30分
	面接試験	1800点	人物、能力、性格等についての個別面接(2回)及び集団討論 ただし、集団討論は、一般行政職通常枠のみ実施する。	
	適性検査		通常の職務遂行に必要な適性についての検査 なお、検査結果は、面接試験の参考資料とする。	

(2) 一般行政職特別枠

	種目	配点	内容	試験時間
第1次試験	教養試験(択一式)	120点	前記(1)の第1次試験 教養試験と同内容	2時間30分
	専門試験(択一式)	180点	前記(1)の第1次試験 専門試験と同内容	2時間
	アピール論文試験	700点	高度な能力や実績等の特筆性及び取得の困難性並びにその能力等を得る過程で培った意欲、行動力及び精神力をアピールする論文試験(文字数及び枚数の制限なし)	1時間30分
第2次試験	論文試験	200点	前記(1)の第2次試験 論文試験と同内容	1時間30分
	面接試験	1400点	自身が培った能力等を県政にどのように生かすかのプレゼンテーション及び人物、性格等についての個別面接	
	適性検査		前記(1)の第2次試験 適性検査と同内容	

(注) 特筆すべき個人の能力、実績等を証明する書類等の提出を求めるが、その提出書類等に虚偽が判明した場合は、採用資格を失う。

(3) 試験内容等

ア 試験の内容は、大学卒業程度とする。

イ 第1次試験の合格者は、各試験種目の総合得点順に決定し、最終合格者は、第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点順に決定する。ただし、各試験種目には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合は、総合得点が高くても不合格となる。



ウ 専門試験の出題分野は、おおむね次のとおりである。

試験区分	出題分野
一般行政職通常枠 一般行政職特別枠 警察事務職	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係等
情報職 A・B	数学・物理、情報・通信工学、情報基礎理論、通信・ネットワーク、システム開発・運用、情報セキュリティ等
総合土木職	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工、土壌物理、農業水利・土地改良・農村環境整備、農業土木構造物等
建築職	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工等
電気職	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学等
化学職	数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学等
農学職	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壌肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般、食品科学等
林学職	森林政策・森林経営学、造林学（森林生態学、森林保護学を含む。）、林業工学、林産一般、砂防工学等
水産職	水産事情・水産経済・水産法規、水産環境科学、水産生物学、水産資源学、漁業学、増養殖学、水産化学、水産利用学等
法医鑑識	数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学、有機化学、生物化学、応用微生物学、衛生等

## 5 受験手続及び受付期間

### (1) 申込方法

次のいずれかにより和歌山県人事委員会事務局に申し込むこと。

#### ア インターネット

和歌山県のホームページの電子サービス「電子申請/申請書」にある「和歌山県電子申請システム」から、画面上の指示に従って申し込むこと。

なお、一般行政職特別枠に申し込む場合は、特筆すべき個人の能力、実績等を証明する書類等を別途、和歌山県人事委員会事務局まで郵送すること。また、封筒の表に「I種試験証明書類」と朱書し、必ず簡易書留郵便にすること。

#### イ 郵送

所定の申込用紙（申込書、受験票及び写真票）に必要事項を記入し、写真票に顔写真を貼って、和歌山県人事委員会事務局まで郵送すること。また、封筒の表に「I種試験受験申込み」と朱書し、必ず簡易書留郵便にすること。

なお、一般行政職特別枠に申し込む場合は、特筆すべき個人の能力、実績等を証明する書類等を同封すること。

申込用紙は、和歌山県ホームページの電子サービス「電子申請/申請書」にある「和歌山県電子申請システム」の「申請書ダウンロード」から印刷するか、次の配布場所において入手すること。

〈申込用紙の配布場所〉

和歌山県人事委員会事務局

和歌山県パスポートセンター

和歌山県庁正面玄関サービスステーション

各振興局地域振興部総務県民課

海草振興局建設部海南工事事務所  
東牟婁振興局申本建設部総務管理課  
和歌山県東京事務所  
わかやま紀州館  
和歌山県名古屋観光センター  
和歌山県警察本部警務課  
和歌山県警察本部交通センター  
県内各警察署

また、申込用紙を郵便で請求する場合は、切手を貼った宛先明記の返信用封筒を必ず同封して、和歌山県人事委員会事務局に請求すること。

## (2) 受付期間

### ア インターネットによる申込みの場合

平成27年5月7日（木）午前10時から同月29日（金）午後4時までに受信したものを受け付ける。  
ただし、電子申請システムの管理運営上の都合により変更する場合がある。

### イ 郵送による申込みの場合

平成27年5月7日（木）から受付を開始し、同月29日（金）までの消印のあるものを受け付ける。

## (3) 受験票等の交付

### ア インターネットによる申込みの場合

申込みが到達した場合は、整理番号とパスワードを記載した「申込完了通知メール」を自動送信する。その後、申込みを受理した場合は、「受付審査完了通知メール」を送信する。受験票は、受付期間終了後に電子申請システム内で発行する。受験票を発行した場合は、「受験票発行通知メール」を送信するので、指示に従い受験票ファイル及び写真票ファイルをダウンロードし、書面に印刷すること。写真票には、受験番号、氏名等を記入し、顔写真を貼ること。

試験当日は、受験票及び写真票を必ず持参すること。

なお、試験当日に写真票に顔写真が貼られていない場合は受験することができない。

### イ 郵送による申込みの場合

申込書を受理した場合は、受付期間終了後に受験票を交付する。

なお、申込書等の記載事項に不備があるときは受理しない場合がある。

## 6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求により人事委員会が成績順に提示し、その中から採用者が決定される。採用の時期は、おおむね平成28年4月の予定である。

(2) 採用時の給料月額は、180,800円（平成27年4月1日現在の一般行政職の場合）で、経歴その他に応じて一定の額（例：公務員の経歴は10割換算額、民間企業の正規職員の経歴は8割換算額等）が加算される。

このほか職員の給与に関する条例等の定めに従い、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

## 7 点字等による受験

一般行政職については、点字受験が可能であるので、希望する人は和歌山県人事委員会事務局に申し出ること。

また、車椅子、ルーペの使用、拡大文字による受験等を希望する人も同様に申し出ること。

## 8 試験結果の開示

この試験の結果については、和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）第25条第1項の規定により、口頭で開示請求することができる。

開示を希望する人は、以下により受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券等の顔写真付きで公的機関発行のものに限る。)を持参の上、和歌山県人事委員会事務局に請求すること。

試験の種類	請求できる人	開示内容	開示期間
第1次試験	第1次試験不合格者	総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月間 (土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)午前9時(開示期間の初日は、合格発表後)から午後5時45分まで
第2次試験	第2次試験受験者	(1) 第1次試験の総合得点及び総合順位 (2) 第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位	

9 その他

この試験についての問合せは、和歌山県人事委員会事務局にすること。

海区漁業調整委員会指示

和歌山海区漁業調整委員会指示第2号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、和歌山県海面における遊漁のまき餌を使用して行う船釣り及び当該船釣りに係る遊漁案内行為(以下「まき餌船釣り等」という。)について、次のとおり指示する。

平成27年4月14日

和歌山海区漁業調整委員会会長 榎本秀春

- 1 別表の禁止区域においては、まき餌船釣り等の行為をしてはならない。ただし、漁業権者の同意を得た区域については、この限りでない。
- 2 遊漁者及び遊漁船業を営む者は、漁業者の行う採捕行為を妨害してはならない。
- 3 この指示の有効期間は、平成27年4月24日から平成28年4月23日までとする。

別表

漁場の位置	免許権者名(免許番号)又は関係漁業協同組合名	禁止区域	禁止期間
和歌山市加太地先	加太漁業協同組合 (和共第1号)	全域	周年
日高郡美浜町三尾地先	三尾漁業協同組合	別掲1	11月1日から翌年3月31日まで
西牟婁郡白浜町椿地先	和歌山南漁業協同組合	別掲2	周年
有田市宮崎町逢井地先	逢井八角網漁業生産組合 (和定第2号) (和定第3号)	定置網の垣網左右100mの区域	周年
有田市千田地先	代表者 狗巻吉明ほか1名 (和定第4号)		
東牟婁郡串本町檜野地先	代表者 永田一仁ほか1名 (和定第8号)		
東牟婁郡串本町檜野地先	弁天前定置水産株式会社 (和定第9号)		
	弁天前定置水産株式会社 (和定第10号)	周年	

東牟婁郡串本町田原地先	代表者 和歌山東漁業協同組合ほか1名 (和定第11号)	10月20日から翌年7月31日まで
東牟婁郡太地町地先	代表者 東忠生ほか4名 (和定第12号)	10月20日から翌年7月31日まで
	代表者 東忠生ほか4名 (和定第13号)	5月1日から12月31日まで
東牟婁郡那智勝浦町宇久井地先	宇久井漁業協同組合 (和定第14号)	10月20日から翌年7月31日まで

## 別掲1

和共第21号の区域のうち下表ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、クの点を順次結んだ線と最大高潮時陸岸とに囲まれた区域

番号	緯度(北緯)	経度(東経)
ア	33度52.86分	135度03.48分
イ	33度52.83分	135度03.35分
ウ	33度52.71分	135度02.78分
エ	33度52.38分	135度03.09分
オ	33度52.35分	135度03.49分
カ	33度52.92分	135度06.33分
キ	33度53.38分	135度06.53分
ク	33度53.51分	135度06.53分

(数値はいずれも世界測地系)

## 別掲2

西牟婁郡白浜町椿地先における下表ア、イ、ウの各点を中心とする半径500mの範囲

番号	緯度(北緯)	経度(東経)
ア	33度35.91分	135度19.39分
イ	33度35.16分	135度21.49分
ウ	33度34.68分	135度20.92分

(数値はいずれも世界測地系)